

広島市教育委員会規則第1号

令和5年3月28日

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）  
の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（請願等）

第15条の2 委員会に請願、陳情その他これらに類するもの（以下「請願等」という。）をしようとする者（以下「請願者等」という。）は、提出年月日、請願等の件名及び趣旨、請願者等の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに会議への付議を求める旨を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）第1条第1号から第3号まで、第7号から第11号まで及び第13号から第15号までに規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。

3 教育長は、請願書等のうち会議に付議しないものについては、当該請

願書等の写しを委員に送付するものとする。

- 4 第2項の規定により会議に付議する請願書等を提出した者で、かつ、当該会議において事情を述べること（以下「意見陳述」という。）を希望するものは、その旨を記載した文書を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該者は、教育長が定める時間内に限り、意見陳述をすることができる。
- 5 請願等の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。